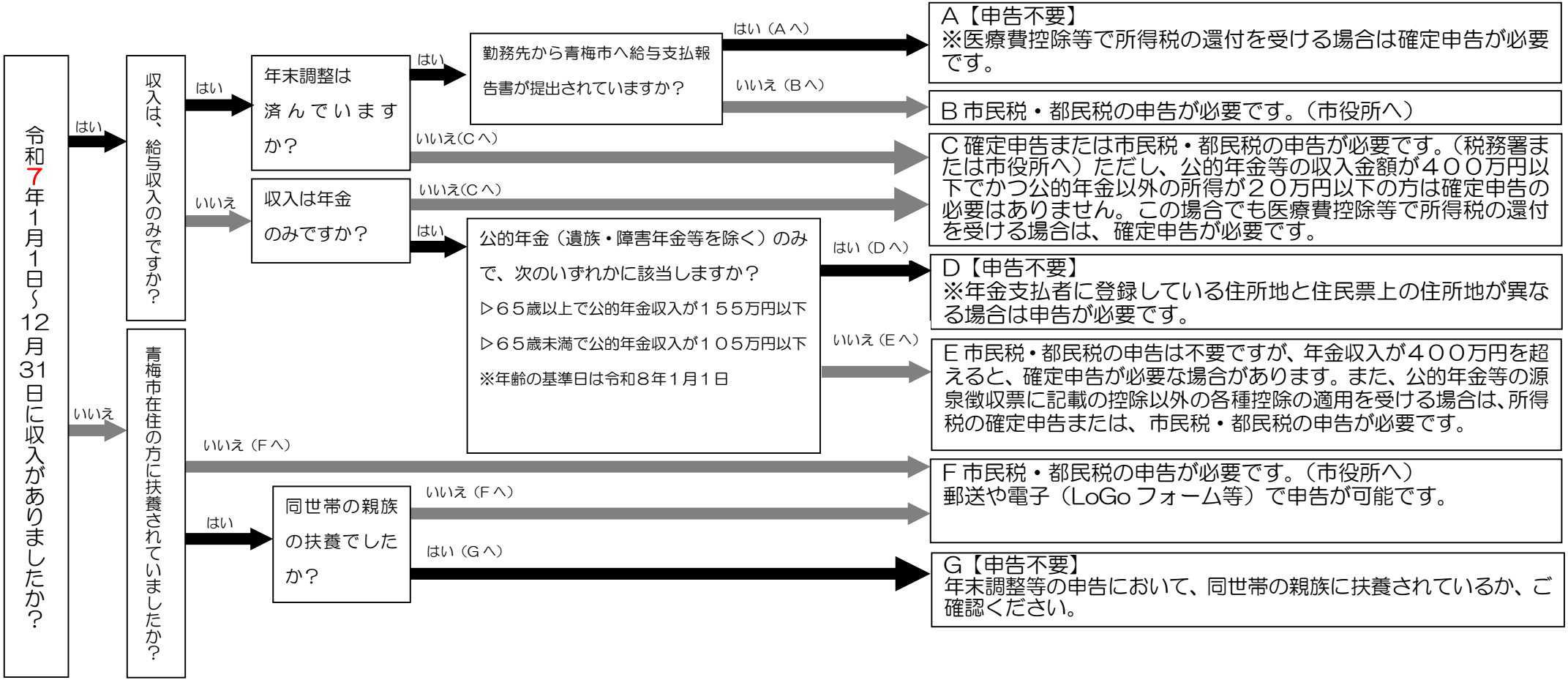
令和7年1月1日～12月31日に収入がありましたか？
はい
いいえ
収入は、給与収入のみですか？
はい
年末調整は済んでいますか？
はい
勤務先から青梅市へ給与支払報告書が提出されていますか？
はい（Aへ）
A【申告不要】
※医療費控除等で所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
いいえ（Bへ）
B 市民税・都民税の申告が必要です。（市役所へ）
いいえ(Cへ)
C 確定申告または市民税・都民税の申告が必要です。（税務署または市役所へ）ただし、公的年金等の収入金額が４００万円以下でかつ公的年金以外の所得が２０万円以下の方は確定申告の必要はありません。この場合でも医療費控除等で所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
いいえ
収入は年金のみですか？
いいえ(Cへ)
はい
公的年金（遺族・障害年金等を除く）のみで、次のいずれかに該当しますか？
▷６５歳以上で公的年金収入が１５５万円以下
▷６５歳未満で公的年金収入が１０５万円以下
※年齢の基準日は令和８年１月１日
はい（Dへ）
D【申告不要】
※年金支払者に登録している住所地と住民票上の住所地が異なる場合は申告が必要です。
いいえ（Eへ）
E 市民税・都民税の申告は不要ですが、年金収入が４００万円を超えると、確定申告が必要な場合があります。また、公的年金等の源泉徴収票に記載の控除以外の各種控除の適用を受ける場合は、所得税の確定申告または、市民税・都民税の申告が必要です。
青梅市在住の方に扶養されていましたか？
いいえ（Fへ）
F 市民税・都民税の申告が必要です。（市役所へ）
郵送や電子（LoGo フォーム等）で申告が可能です。
はい
同世帯の親族の扶養でしたか？
いいえ（Fへ）
はい（Gへ）
G【申告不要】
年末調整等の申告において、同世帯の親族に扶養されているか、ご確認ください。